

令和7年9月11日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年9月11日(木) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恒大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子		

1、欠席議員

14番	尾崎 忠義
-----	-------

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
健康福祉課長	山内 剛
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

ここでご報告しておきます。尾崎 忠義 議員から欠席届が出ていることをご報告申し上げます。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 大平 恭大 君、4番 藤内 真由美 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼します。

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせて頂きます。

一問一答方式で、よろしくお願ひ致します。

1点目の質問は、公共施設設置のAEDへの三角巾の常備についてであります。

町ホームページのAED場所を確認したところ、その多くが公共施設に設置されております。

AEDは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

心停止後、再び心臓が動かなければ、救命率は1分ごとに約10%ずつ低下するとされておりますが、一般町民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般町民による心肺蘇生など実施の有無別の生存率は、AEDが使われず通報だけだった場合は8.2%、通報と心肺蘇生だけだった場合は12.2%、AEDを使用した場合は53.2%と約6倍に増加すると言われております。

AEDには操作手順が表示されており、音声ガイドも流れるので、難しいものではないと思いますが、パッドの装着については肌に直接つけるため、人命救助といえ

ども救助者の素肌を出すことに一定の抵抗がある方もいらっしゃると思っております。

そこで、お伺い致します。

躊躇せずにAEDを使用してもらうことを目的に、公共施設に設置されているAEDと一緒に三角巾を常備する考えについてお伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の公共施設設置のAEDへの三角巾の常備についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和元年5月に京都大学等の研究グループが行った報告によると、全国の学校構内で心停止となった子どもについて、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうか調べたところ、小学生と中学生では男女に有意な差はありませんでしたが、高校生になると明確な男女差が出していました。これは、女性の服を脱がることへの抵抗感から、AEDの使用率に男女差が生じているのではないか、との分析がなされています。

こうした事態を踏まえ、消防等が行うAEDを使用した訓練指導の際には、例えば衣服の一部をずらしてパッドを貼り付ける部分だけ素肌を出すことで、服をすべて脱がさなくてもAEDを使用出来る旨を説明しています。併せて、女性にAEDを使うのを躊躇わないで欲しい、重要なことは電気ショックの時間を遅らせないことであることを啓発する資料も配布しています。この啓発資料とともに、パッド装着後に身体に被せてプライバシー保護へ配慮するための三角巾等をAED収納ケースへ配備している施設も一定数あり、香川県内では6市1町で実施されています。

本町におきましては、現在、町公共施設に31基のAEDを設置しています。これらについてはすべてリース契約による設置ですが、その中にはパッケージとして鍔やカミソリ、不織布等のレスキューセットが付属されているAEDもあります。その他、施設内に救急箱を備えている場合もありますが、プライバシー保護を目的とした三角巾等の配備は行っていません。なお、学校施設や町民健康センターについては、施設内にあるタオル・衝立等が利用可能です。今後は、近隣市町の動向も注視し、設置者とリース会社とで協議しながら、三角巾等の配備について検討したいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

それでは今、町長からのご答弁の中から、何点かについて質問をさせて頂きたいと思います。

まず初めの再質問です。ご答弁の中に最後の方に設置者とリース会社で協議しながら、三角巾などの配備について検討しますとございましたが、本町のAEDのリー

ス契約先はどのように選定をしているのか、お伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

再質問の前に画像を映したいんですけど。

先ほど町長の答弁の中で、レスキューセットの件があったと思います。

そのレスキューセットをちょっと画像でお見せしたいと思いますので。

ご覧のとおりなんですかけれども、鉢に手袋、カミソリ、蘇生用のマウスピース、タオル、不織布、こういったものがリースで今設置しておりますAEDに含まれているものがございます。全てのAEDにこれが入っている訳ではありません。ここに不織布とありますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、この胸のあたりを隠すような大きさではありませんので、胸を隠すような大きさのものを今後設置したいという旨の答弁を差し上げました。

それでは、先ほどの再質問について答弁をさせて頂きます。本町が設置している31基のAEDは、全てリース契約となっています。リース業者は特定の業者ではなく、更新時期に入札等により、その都度、決定しています。更新時期というのは、AEDにはバッテリーの寿命というのがありますので、それが使えるような状態にある時期に合わせて入札を行って、その都度決定しているというものでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

先ほどのご回答の中に6市1町ということでございましたが、詳しくご説明をお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

再質問に答弁をさせて頂きます。6市1町でございますが、済みません、今ちょっと手元に資料を準備してございませんので、市は、もうほぼほぼの市なんでしょうけども、該当していない市があると思います。そこをもし間違えて答弁すると具合が悪いですので、今、答弁出来ることはございません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

また後で、ご回答をお願いします。

次の質問になります。現在、町の関連施設でAEDを設置している場所は何箇所あるのでしょうか。また、その場所を確認する方法はあるのか、お伺い致します。

併せて、インターネット上でAEDを表示した地図などはありますでしょうか。よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

現在、町関連施設のうち、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、31基設置されております。施設は26施設です。26施設に31基が設置されています。小学校などには複数台設置しているため、施設数と設置台数は一致しません。設置場所の確認方法としては、町のホームページに町関連施設のAED設置場所を掲載しております。検索エンジンの方に多度津町・AEDと入力して頂きますと表示されると思います。掲載されているのは、令和4年8月26日現在のデータとなっています。現状と変わらず、26施設について確認することが出来ます。多くの人が集まる場所で、かつ、AEDを適切に管理出来る場所には、おおむね設置しているものと考えています。AEDは、緊急時に利用される医療機器ですので、いたずらでありますとか小さな子どもがそれと理解せずに触ってしまうと大変危険なものであるため、適切に管理することが難しいオープンな公園などには設置していない状況にあります。それともう1点です。一目で分かる地図ということなんですけれども、現時点ではAEDを設置している場所を表示した地図等は作成しておりません。議員ご指摘のように、そのような地図等があれば、日頃から目にすることが出来て備えることが出来るかも知れません。ですので、今回、国、県の方から地震に対する新しい指針等がありましたので、来年度中を目途にハザードマップの更新を検討しているところであります。ですので、その中に溶け込ますことが出来るように、併せて検討したいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。この総務課長の最初の方のご答弁で、オープンな公園などは難しいという件があるんですけど、再々質問です。道福寺公園とか堀江公園についてAEDの設置について、お伺い致しますが、よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再々質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、子ども等が不用意に触ってしまうと電気が流れれるような医療機器でございますので、非常に危ないものでございます。で、道福寺公園に関しては、近くに病院等もありますので、もし何かあれば、これもう役所の方の勝手な言い分にはなるんですけども、病院等の方に駆け込んでもらって、そこでAEDを借りるでありますとか、医療機関の方にお願いするというような形になろうかと思います。それと堀江公園に関しましては、温水プールにはAEDを設置しておりますので、すぐ近くにありますから、急ぎ間に合うのかなとは思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次の質問です。ご答弁の中に、おおむね町関連施設においてはAEDが設置されているとのことでございましたが、AEDを設置するだけではなく、その使用につい

ての訓練が大変重要だと考えております。その訓練方法について、お伺い致します。よろしくお願ひ致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

当本部での消防のAEDを伴った訓練については、普通救命講習や各種応急救護訓練等が行われております。その中にAEDの使用に関する重要性を伝えて、普及啓発活動に取り組んでおります。特にAEDの取扱い訓練指導では、どのような傷病者であってもAEDパッドを装着する際には、躊躇わざ躊躇なく装着することを指導した上で、誰にでも男性、女性、子ども、高齢者を問わず、一定の配慮を心掛けるように指導しております。例えば消防本部では、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、傷病者の服をずらして装着したり、周囲の方々に壁を作つてもらうなどの協力を要請するなどとなっております。しかし、議員ご指摘の傷病者の素肌を出すことへの抵抗感がAED使用を躊躇させることは、救命率の低下の原因の一つであると考えられますので、訓練指導及び講習会等では、三角布を含む、また、タオルや脱がせた服などを利用した配慮を含めた指導を行っていくと考えております。今後も傷病者の命を最優先に繋ぐための心停止への予防、それと早期の認識、心肺蘇生とAED、2次救命処置の救命の連鎖の最初の3つを確実に繋げるよう、AEDの使用や普及啓発も含め、救命率の向上を図つてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再々々質問で総務課の方からは、訓練のことについて少し答弁をさせて頂こうと思います。

AEDは、スイッチを入れますとAED本体から使用方法についてアナウンスがありますけれども、実際に使用する非常時には戸惑ってしまうということが想定されます。このため、実際にAEDを活用した訓練が非常に有効だと考えています。本町では、各地区で実施される防災訓練においてAEDの講習会を実施しています。令和6年度は26回実施しております。実施内訳としては、行政・地域団体対象が5回、この行政・地域団体というのは、町役場でありますとか自主防災組織、あとは各種団体の職員の方々に対して実施をしております。教育・保育機関対象が6回、これは、小学校でありますとか、私立になりますけれども保育園でありますとか幼稚園、こういった教諭、保育士、保護者等々に対して訓練を行っております。あとが、企業・事務所対象が15回です。この企業・事務所というのは、町内の企業なんですけれども、主には海外の技能実習生の方々に対して訓練を行っているというものであります。なお、自治会等から要望があれば、出前講座等でAED講習の協力を行いたいと考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

映像をお願いします。先日、令和7年度の世界救急法の日・記念イベントということで、町婦連から何名かということで参加をさせて頂きまして、とても有意義な救急法のイベントでございました。その中で、今、画面に出てるように、これは三角巾を使って傷の手当を致しました。私は小学生をこの時にAEDをして実施をして、その後に三角巾を使って傷の止血の練習をしました。で、今は手を骨折して添え木をしている状態です。添え木をした状態のところに三角巾を捲いて接ぎますよね。それも教えて頂きました。それから、次の写真は、これです。これは、そのほかに傷の止血の手当として頭、そして腕の止血方法、そして最後に足の止血方法を日赤の方に教えて頂いて、三角巾を使って実践をしてまいりました。これは大変重要なことであると感じまして、AEDの使い方は、もう何遍使っても忘れるんやけどやっぱり回数をこなして自然にAEDの救命措置が出来るように、やはり訓練が大事やと痛感致しまして、併せて、この止血方法、なかなかこれは実践するのが回数も少ないし、難しいんですよね。やはり、こういったこともしっかりと各種団体の方で、しっかりとこれからも普及啓発をして頂き、訓練をして頂けたらなど感想でございました。映像を終わります。有難うございます。

次の質問です。災害時において各避難所に避難している住民はストレスなどで体調を崩してしまうことが予想されます。避難所となっている小学校、中学校の体育館にAEDは設置されているのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

各小・中学校には、校舎内及び体育館にAEDが設置されています。しかし、ご質問にありましたとおり、災害時のような非常時には適切に使用される必要があるため、各避難所に配置される私方の職員にAEDの設置場所を周知することや当該職員をはじめとする多くの職員にAED講習を受講させる機会を提供することに努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。以前、私も一般質問の中でAEDを見ますと、ほとんど施設内とか職員室内とか、そういったところが多くございまして、やはりすぐ対応せないけないというときは、やはり外に是非置いて頂けたらなど、すぐに使用出来るように施設外に設置をして頂けたらなと思っております。これは要望でございます。1番いけないのは、目の前の傷病者に対して何もしないことです。勇気を持って歩み寄り、出来ることを精いっぱい実践して下さい。万が一、救命処置を実施した傷病者の方が助からなかった場合でもバイスタンダー、これは居合わせた人が実施した救命処置に対し、処罰の対象にされることはございませんということです。

次に、2つ目の質問に入ります。

2点目の質問は、防災会議の女性委員の任命状況についてであります。

自治体の防災会議で女性委員の比率が高いほど女性や子ども、高齢者や障がいのある方など災害弱者の視点に立った対策が実行されています。

東日本大震災の教訓から、国は令和7年度までに女性委員の割合を30%にする目標を掲げています。本町の現状についてお伺い致します。ご答弁の方、よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の防災会議の女性委員の任命状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃる「防災会議」とは、災害対策基本法第16条に定められた「市町村防災会議」のことです。これは、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するための機関であり、本町では多度津町防災会議条例を定めて「多度津町防災会議」を設置しています。

多度津町防災会議の委員については同条例第3条第5項により、指定地方行政機関の職員、知事部局の職員、県警の警察官、本町の町長部局の職員、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官からそれぞれ町長が任命する者と定められており、その定数は同条例第3条第6項の規定により20人以内とされ、現在は20名を任命しています。このうち、女性委員は3名で全体の15%となっています。また、前年度と比較しますと女性委員の割合は5ポイント増加しています。

なお、女性委員の内訳は指定公共機関関係者1名、町職員2名となっています。

防災分野においても女性の視点を取り入れることは、避難所運営や備蓄品の選定など多様なニーズに対応する上で極めて重要であると認識していますので、今後も防災に関する専門知識や経験を有する女性人材の発掘・育成に取り組むとともに委員改選の際には、より一層女性委員の登用を進めたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。再質問です。ご答弁の中に多度津町防災会議を設置していますとございましたが、設置した時期はいつなのか、お伺い致します。

また、併せて女性委員は3名とのことでございましたが、どこに所属されているのか詳しくお伺い致します。併せてお伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、多度津町防災会議は、町の条例により設

置されています。多度津町防災会議条例は、昭和38年10月1日に設置されています。また、女性委員の3人のうち、町関係では町長公室長、高齢者保険課長です。もう1人は、大手通信会社の香川支店長の方です。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。次の再々質問です。

先ほど、ご答弁の中にございましたが、国は30%を目指そうということでござります。本町は15%、3名ということでございまして、今後どのような対策をとられていくのか、それについてお伺い致します。ご答弁お願いします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁をさせて頂きましたけれども、この防災会議に関しましては、委員になれる方っていうのは、決まっております。今ちょっと手元にありますので、ご紹介をさせて頂きますけれども、会長は多度津町長であります。指定地方機関としては高松地方気象台、知事部局内としては香川県の危機管理課、それと香川県の中讃土木事務所、あとは香川県の県警で言いますと丸亀署の署長さん、町長部局が8つの課。それと教育長、消防本部、消防団、指定公共機関としては、通信会社の先ほど申し上げました通信会社の香川支店長さん、四国電力の送配電、それと四国ガスさん、学識経験者としては、香川大学の危機管理先端教育研究センターのセンター長さん、あとは自衛隊の方という風になっております。ですので、それぞれの団体の方から、この方を委員長に推薦しますよということで話がございます。それで本町としては、この防災会議の委員に委嘱をしているというものでありますけれども、次回の改選からは、町の方から各団体に対して出来れば、女性職員を推薦して頂きたいということを促してはいきたいなという風には考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

改選の時に女性職員を促していくことの答弁でございました。有難うございました。

次の質問です。今後の防災対策については、様々な場面において女性目線が必要になってくると思います。町として今後どのように取り組んでいきたいのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員さんの再質問に答弁をさせて頂きます。災害時の避難所での対応でありますとか、災害備蓄品の選定などには、先ほど答弁にも申し上げましたとおり、女性に活躍してもらうことが必要だと考えております。本町の防災担当において、各種防災に関する計画を作成する場合には、女性職員から女性職員目線の意見を聴取するようにしております。現在、総務課防災担当は全て男性職員が担っております

が、今後は女性職員の登用も必要になると考えております。しかし、限られた人員の中で人員配置を検討することになりますので、正規職員だけではなく、それに長けた会計年度任用職員の登用も併せて研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。再々質問です。今後、令和7年、8年、9年と8年度以降は、町としてどのように検討されていくのか、お伺い致します。よろしくお願ひします。

議長（金井 浩三）

済みません、隅岡さん。

もう一遍、質問をはっきりして下さい。内容がちょっと分かりませんので。

議員（隅岡 美子）

私も分かりません。再々質問です。これは町長公室の方にお伺いしたいんですけど、今、申し上げましたように、今後、女性委員を増やしていくという、そういう観点から今後、町としてはどういう風に、具体的なもし計画があれば、お教え頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

私の方から今の女性職員の登用という答弁をさせて頂きました。これは先ほどの答弁にもありましたとおり、今現状では、防災担当は男性職員ばかりであります。本町の人員に関しても限られた中でございますので、私方の総務課の方から人事担当部局に対しては、女性職員を今後、登用していきたいんだということを要望はしていきたいなという風に考えてございます。ただ、今現状で、こういった女性職員、また、長けた会計年度任用職員、そういった方に関しては、今、具体的な案はございません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

大変失礼致しました。

最後の質問です。3点目です。3点目の質問は、空調付きベスト等を導入する考えはあるのかについてでございます。

7月、8月と命に関わる猛暑の中、屋外で働く職員は様々に工夫をし、熱中症対策をされていることと推察を致します。また、長期予報では9月、10月、11月も高い気温が続くと予想されています。そこで、空調付きベストの導入について町のお考えをお伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の空調付きベストを導入する考えについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在は、空調付きベストは多度津町職員被服貸与規程に規定されておらず、職員が各自で熱中症対策のために個人で購入している状態です。

毎年、夏の平均気温が上昇しているなか、屋外作業は熱中症の危険があり、従事する際には空調付きベスト等の必要性があると屋外作業に従事する職員からの要望が上がっているところです。

空調付きベスト等はバッテリーなどの付属品とセットであり、1着当たりが通常の作業着と比べて高価になります。しかし、気温が著しく高い時期にも常に屋外で作業に従事する職員が熱中症にならないよう、予防対策を実施することは重要であると考えます。

今後、多度津町職員被服貸与規程の見直し及び次年度予算の検討を行い、屋外作業に従事する職員への貸与を検討します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。9月2日の新聞報道によりますと気象庁が発表した夏、これは6月から8月ですが、日本の平均気温は平年を2.36度上がり、1898年の統計開始以降で最高になったということでございます。多度津は平均より1.9度高い27.8度で、平6渴水、これは平成6年の渴水ということでございます。のあった1994年、平成6年と昨年に観測した最高記録27.3度を31年ぶりに更新したということでございます。このように異常な高温が継続している中、町として職員の熱中症対策はどのように取り組んでおられるのか、町長公室長にお伺い致します。ご答弁よろしくお願いします。

町長公室長（山下 佐千子）

隅岡議員さんの再質問に答弁をさせて頂きます。

職場の熱中症対策については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行されました。その上で、事業主は熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制の整備及び実施手順の作成、そして、それらを関係作業者へ周知することが義務付けられました。このことを受け、本町では職員安全衛生委員会において、これまで実施してきた熱中症予防教育に加えて熱中症対応フローを作成し、リサイクルプラザや幼稚園を含む各所属に掲示するなど周知を行っております。また、気温と湿度の記録をするほか、熱中症警戒アラートの発令状況などの情報を暑さ指数が28を超えると予想される日の朝に全庁メールで配信をし、警戒を呼びかけるなど予防体制の徹底に努めております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。先ほどの総務課長のご答弁の中に空調付きベストは大変高価で、2万円から3万円するということでございました。高価であるとありましたが、1着幾らと想定しているのか、お伺い致します。ご答弁よろしくお願いしま

す。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど質問の中で隅岡議員さんが奇しくもおっしゃって頂いた2万円から3万円、これは、私方も来年度からの空調付きベストを職員に対して対応していくみたいなという風に考えてございます。そこで、町内の作業服を専門に扱っている業者さん、これは私の方の町の職員の作業着を取り扱っているところでございますけれども、一度話を聞いております。そうしますと輸入品と国産の2つ大きく分かれてあるんですけれども、やはり国産の方が持ちがいいというような話を聞いております。国産の話でいうと2万3,000円から約3万円強、今、隅岡議員さんの質問の中でありました2万円から3万円というのは適切な価格なのかなという風に考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

先ほどの総務課長の答弁で2万円から3万円という大変高額であるということは承知をしておりまして、理解もさせて頂きました。

予算の都合もあり、一度に必要な数を準備することは大変難しいと思いますが、計画的に今後、購入して貸与して欲しいと思います。

そこで、このベストを貸与する場合、その貸与する職員の職種などの貸与基準はどうにお考えなのか。お伺い致します。ご答弁よろしくお願ひ致します。

総務課長（谷口 賢司）

隅岡議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現在、本町の作業服などの被服貸与については、多度津町職員被服貸与規程において貸与職員や貸与被服などが定められています。質問にある空調付きベストは、この規定には含まれていませんので、規定の見直しに合わせて対象職種なども見直しを行いたいと考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

前向きに検討して下さるように受け止めさせて頂きました。今後、職員が個人で購入することのないように、環境整備についても是非前向きに進めて頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。

ご答弁、誠に有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に6番、兼若 幸一君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。

9月議会、一般質問をさせて頂きます。

まず、大きく住んでもらえる町づくりについて。2つ目が、自治会の在り方についてです。

一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、住んでもらえる町づくりについてです。多度津町の人口推移をみると令和7年8月は20,923人、令和2年8月は22,857人です。この5年間で（22,857－20,923）1,934人も減少しております。昨年度の出生数は77人でした。想定よりもかなり早いペース人口減少が進んでいるのではないかでしょうか。

そこで、住んでもらえる町づくりについて次の8点についてお伺い致します。

1点目です。結婚して多度津町に住んでもらうためには、新築住宅の補助金が有効な施策だと思いますが、お考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の新築住宅の補助金についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

新築住宅を取得する際の補助制度につきましては、県内的一部自治体において実施されており、議員ご指摘のとおり移住・定住を検討されている方にとって魅力的な施策のひとつであると考えています。

現在、本町で取り組んでいる事業として新築住宅取得に特化したものではありませんが、こども家庭庁の「地域少子化対策重点推進交付金」及び県の「香川県地域少子化対策重点推進事業補助金」を活用して「多度津町結婚新生活支援事業補助金」を令和3年度から毎年度交付しています。

当該事業については年齢や所得などの一定の要件はありますが、町内に住む新婚世帯に対して60万円を上限に住宅の建築及び購入をはじめ、住宅のリフォーム費用、引っ越し費用や賃貸住宅の賃料などを対象事業費として、町内での居住に対する幅広い支援が可能であり、過去には本町において新築住宅取得への補助を行った実績もあります。

現在の本町の財政状況などを鑑みますと、町単独での事業として移住定住に直結するような規模で新築住宅の取得に係る補助制度を新たに整備することは、現時点では困難であると考えています。

今後も引き続き、国や県の補助制度や県内市町における当該施策の動向等について情報収集を行いながら、新築住宅の補助について継続的に研究を行っていくとともに結婚を考えられている方に対しては、議員ご質問にありますとおり、一人でも多くの方に本町に住んでもらえるように、まずは「結婚新生活支援事業補助金」などの既存の補助制度について、より一層の周知啓発に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせて頂きます。ただ今のご答弁の中に「結婚新生活支援事業補助金」というのが出てきましたが、現在、この補助金の周知方法は、具体的にどのようにされているのでしょうか。例えば、婚姻届提出時に説明をするなど具体的に分かりやすい周知がされているのか、お伺いしたいと思います。

政策課長（吉田 拓也）

兼若議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

既存の各種補助制度、結婚新生活支援事業に限らずでございますけれども、それぞれ制度を策定したタイミングでの周知はもちろんのこと、折を見て町のホームページであるとか町の公式SNSなどでアップをしたりすることで、まずは周知の方を行っております。さらに別の補助の制度の問合せがあった際にも問合せ等以外の補助についても関連があれば、案内をするように心掛けております。しかし、議員がご指摘のとおり、十分認知の方が補助制度、全てに図られているというのは考えてはおりません。そのため、現在、課内において当該補助「結婚新生活補助事業」についてでございますけれども、まず周知を図るためのチラシの作成を現在進めております。このチラシが出来ましたら、先ほど申し上げたSNS等でアップをするとともに例えば窓口、先ほど議員がおっしゃったように婚姻届を提出された際に手渡すとか、町内で行われる婚活イベント等で周知のために、このチラシを使って配布をするとかというような取組を今後、積極的に行っていきたいという風に考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

非常に色んな補助制度があるんですが、やはり知ってもらえるように啓発等を行って頂ければと思います。

次に2つ目です。若い方に住んでもらうためには経営不安定な私立の保育所ではなく、朝早くから夕方遅くまで子どもを見てもらえる公共の「こども園」の設立が有効な施策だと思いますが、お考えをお伺い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

兼若議員の公共のこども園の設立についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、本町には私立のこども園が2箇所と事業所内保育事業所1箇所を含めた私立の保育所が4箇所あり、施設により時間は多少異なりますが、朝は7時から開所し、早朝保育を実施しています。また、19時まで延長保育事業を行い、保護者の就労状況等に合わせて児童の保育を実施しています。

現在は全国的に保育士不足の状況が続いているため、利用希望の子どもの受け入れに苦慮していますが、今後、少子化が進むことにより、保育施設の運営に支障を来すことが予想されており、ます。社会情勢や住民ニーズの変化や多様化・複雑化に対応出来るように将来に向けて、公共のこども園の設立が必要であるのか、町内の

保育施設関係者を含め、関係機関と検討したいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

次に3点目です。子育て世代に住んでもらうためには、開かれた空間のある図書館の建設が非常に有効な施策だと思いますが、お考えをお伺い致します。

生涯学習課（福田 純）

兼若議員の開かれた空間のある図書館の建設についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

明徳会図書館は昭和57年に建設され、長年多くの利用者に親しまれている施設です。

一方で、現状は耐震基準が新耐震基準に適合しているものの、バリアフリーやユニバーサルデザインに対応出来ていない箇所があるとともに建設から約43年が経過し、長年の使用に伴う劣化が進んでいるなど利便性や安全性の確保が必要であると認識しています。

議員ご提案の開かれた空間のある図書館の建設は、子育て世代を中心に本町への定住促進に向けた有効な施策の一つであると考えられます。

近年、図書館は単なる本の貸出施設としてだけではなく、地域の交流拠点や子どもから大人まで幅広い世代の学びの場としての機能が重視されており、特に開放的な空間を備えた図書館は子育て世代の方が気軽に訪れ、子どもと一緒に読書や学習を楽しめる環境を提供出来るものと期待されます。

昨年度、公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチームにおいて旧庁舎等の跡地の活用について検討した結果、図書館を核とした多目的施設を整備する内容が案として取りまとめられました。また、今年度は、その案を基に政策課において住民のご意見を広く取り入れるため、住民ワークショップを開催する予定です。

この住民ワークショップなどの結果を踏まえて、若年層や子育て世代を含む様々な世代のニーズを把握し、より魅力のある図書館の在り方を検討していくことが重要であると考えています。

今後とも関係部署と連携し、出来る限り住民ニーズを反映した施設整備の検討に努めていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

関連で再質問を副町長にさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほどのご答弁で旧庁舎の跡地に図書館を核とした複合施設を整備する案を取りまとめたとご答弁を頂きました。今朝の新聞で2028年秋までの供用開始を予定の坂出市駅前拠点施設において坂出市長は、駅前拠点施設では子育て世代が利用しやすく、子どもにとっても居心地のよい学びの空間を提供したいと述べております。

本町でも本来は、この新庁舎が出来た時にも、そういう計画が出来てないといけないと思いますが、では、いつからこの旧庁舎の解体を始めるつもりなのか、財政状況を見て判断することだったと思いますが、解体の時期についてお伺いしたいと思います。

副町長（岡部 登）

ただ今の兼若議員さんの再質問に答弁をさせて頂きます。

旧庁舎の解体につきましては、住民の方、それから議員の皆様、それから我々職員も取り急ぎやらなければならないんじやないかという気持ちは同じでございます。ただ、幾ら位掛かるのかっていうことを、まず最初に調べましたら、ざっくりと5億円位掛かると。5億円位掛かって、それは、補助金とかそういう財源はなく、多度津町の税金の真水として出ていくお金になると。大体そういうことが分かりましたので、それならば、その5億円を使って、何か他にその5億円を活かす方法はないのかということを職員の中でも調べてまいりました。まず、どういったものが、今、生涯学習課長の方からも申しましたけれども、図書館が来てますし、それから資料館も1989年です。それから別館ピーチ1993年、多度津地区児童館1982年、中央公民館本通り分館も1981年、健康センター1993年という風に、やらなければならないことっていうのは明白押しで今からございますので、なるべくこの5億円を使って何か解決出来る方法はないかということを調べてまいりました。それで、補助金としては何が使えるのかということでございますが、社会施設等適正管理推進事業債、これは借金でございますが、充当率が90%交付税措置がございます。それから、補助金の方は都市再生整備事業補助金、補助率2分の1というのを使って交付税措置で4億5,000万円位返ってきますので、そうすると総事業費が20億円位の事業が行われて町の負担が5億5,000万円、ざっくりした計算ですので、違う部分もあるかも分かりませんけれども、先ほど申し上げました大体5億円を使って総事業費が20億円位のものが出来ることが分かってきました。それで、それならば、あとは、いつ頃するかということでございますが、今、検討しているそれ以外の部分で町営住宅でありますとか、それから消防の屯所のことについて、それから火葬場の改修、それから「いこいの家」、健康センター長寿命化、様々なものをやらなければならぬことを全部出して頂いて、それを表にして大体いつ位それをして町の財政的には回っていくんじやないかということも検討した結果、大体、令和10年度位を目途に計画を立てて補助金なり、そういう財源を最大限に取ってきて財政状況を圧迫しないようなそういう政策をとっていきたいなという風に考えております。この件につきましては、議員の皆様と一緒にになって、よりよい多度津町を造ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。イメージで発言するのは非常に適切ではないかも分からないんですが、1年遅れるごとに1億円ずつ上がっていくような、何かちょっとイメージがあって、早い時期がいいのか悪いのかも当然議論をする必要があると思いますが、多度津町の町民にとっては、なかなか、やはり方向性が示されない。例えば令和14年にこういう図書館総合施設を建てますよというビジョンが示されれば、多度津町にも何か期待が出来るんですが、そういうのがなかなかないので、非常に閉塞感が今、多度津町の中には蔓延しているのかなという風に感じております。

次に4点目です。子育て世代に住んでもらうためには、各小学校の屋内運動場（体育館）に空調設備の設置が非常に有効な施策だと思います。児童数の少ない、多度津町より気温が低いであろうと思われるまんのう町の小学校には、全て設置されております。お考えをお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の各小学校の屋内運動場（体育館）の空調設備の設置についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員もご存じのとおり、本年度、多度津中学校の屋内運動場（体育館）の空調設備工事を行っています。工期は、令和7年10月31日までとなっています。なお、工事は順調に進捗していると報告を受けています。中学校の空調設備に掛かった費用は、設計と工事費を合わせ約8,000万円で、その財源として「緊急防災・減災事業債」を充当する予定となっています。

議員ご指摘のとおり、子育て世代に住んで頂くために小学校の屋内運動場（体育館）に空調設備を設置することは有効な手段の一つだと考えます。

しかしながら、各小学校については、多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針に基づき、統合等をする可能性があります。そのため、現時点では新たな設備投資となる空調設備の設置計画はございません。なお、現在は大型扇風機やスポットクーラーなどを整備し、対応しています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせて頂きたいと思います。

適正規模・適正配置に係る基本方針に基づき、統合等をする可能性があるということなんですが、統合っていつされるんですか。時期も具体的に示されないのであれば、各小学校の屋内運動場に空調設備設置の必要性は非常に高いと思われますが、お考えをお伺いしたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

学校教育の方として1番暑い時期というのは、どうしても夏休みになっております。この6月以降、非常に暑い異常な気象というのが続いている現在の状況なんで

すけれども、現時点において小学校の統合というのは、先ほど申しした基本計画のとおり、変化とかございませんけれども統合等の可能性があるということで、今現在、計画がないというのをご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議員（兼若 幸一）

最近は、やっぱり暑いので、運動場での体育の授業も屋内運動場でやっている。そこには当然、空調設備があって逆に屋内運動場で体を冷やしておいて、外で運動して運動が終わったら、また体を冷やすというようなことを何かニュースでも最近見ました。多度津町の子どもたちは暑い中、可哀想かなという風にそれを見て思いました。

次に5点目です。子育て世代に住んでもらうためには、教育費に掛ける割合を増やし、教育の内容、また学校設備の充実が有効な施策だと思います。お考えをお伺い致します。（令和7年度、琴平町15.8%、まんのう町13.8% 綾川町11.8% 多度津町12.6%）

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の教育の内容、学校設備の充実についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員おっしゃるとおり、子育て世代に住んでもらうために教育の内容、学校設備の充実が有効な施策だと考えます。

そのために、学力向上支援員や特別支援教育支援員等の各種支援員配置や子どもたち一人一人にＩＣＴ機器を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するための予算を計上しています。

また、議員ご指摘の予算全体における教育費の割合というのは指標の一つだとは思いますが、令和2年度や令和3年度のように新型コロナウイルス対策のため全体予算が大きくなったり、平成26年度のように多度津中学校の建設等に伴い教育費の割合が25.8%になったりするなど必要な大規模な工事の実施や全体の予算額によって教育費の割合は変動するものと考えています。

町の予算は、地方自治法第2条第14項、15項の規定の趣旨に照らして、住民の福祉の増進が図られるか、最小の経費で最大の効果を上げられるか、組織及び運営の合理化が図られるかに則って計上されることとなっているため、町教育委員会としては、今後も各種支援員配置のための予算やＮＥＸＴＧＩＧＡスクール構想のための予算、各園校において必要な備品等の予算を適切に計上していきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

次に6点目です。働く世代に住んでもらうためには、道路網を整備（道路延長、補修）し、交通渋滞が無く、通勤通学に安全、便利である施策が有効だと思います。また、道路網が整備されれば、その周辺は開発され、住んでもらえる人も増えるの

ではないでしょうか。お考えをお伺い致します。

建設課長（柴田 浩志）

兼若議員の道路網が整備されれば、住んでもらえる人も増えるのではないでしょ
うかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご質問のとおり、住民の方々が安全・安心して住める環境を整備するためには、継続的な道路整備は必要不可欠であります。道路の延長や補修などを適切に行
うことで交通流を円滑にし、交通渋滞を減少させることは、通勤・通学の利便性や
安全性を高める上でも非常に重要だと認識しています。また、道路を整備することで周辺地域の開発が促進され、人口増加や地域経済の活性化も期待出来るものと考
えています。

現在、本町の道路整備については、第7次総合計画の基本計画に基づき、広域交通
網の整備促進及び老朽化した道路施設の点検整備に努めているところであります。

その主な取組としては、今年2月に策定された「香川県幹線道路ネットワーク整備
長期ビジョン」において、町道277号線・堀江丸亀線の未整備区間を含む路線が、
「善通寺インターからさぬき浜街道を結ぶ中讃地域の南北軸」の一部を担う路線に
位置付けられたことから、現在、県事業での整備要望をはじめ、早期完成に向けて
関係市町及び県関係者と緊密に協議を進めているところです。

また、老朽化した町道の施設整備においては、「路面性状調査」を基に作成してい
る「舗装個別施設計画」に基づき、緊急性の有無などを総合的に勘案し、優先度の
高い路線から計画的に舗装の修繕を行っています。

しかし、町内には老朽化し、舗装修繕が必要な箇所がまだ数多くあることから、よ
り有利な財源の確保を検討するなど工夫しながら出来る限り舗装修繕の進捗を図れ
るよう努めています。

今後も引き続き、住民の皆様が安全・安心して暮らせるよう効率的かつ効果的な道
路整備に努めています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

再質問を2点ほどさせて頂きたいと思います。まず1点目です。

計画的に舗装の修繕をされているとのことです、工事をして見る機会
がありません。令和6年度の実績と令和7年度の予定についてお伺いしたいと思
います。

建設課長（柴田 浩志）

兼若議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

令和6年度で舗装改良工事を実施した件数につきましては、西港町地区になります
町道10号線の1路線のみです。また、その他に老朽化している舗装を個別で修繕し
たものが46箇所ございます。今年度につきましては、西白方地区の弘田川沿いにな
ります町道38号線の1路線を予定しております。また、個別で今年度、舗装修繕し

たものは、8月末現在で約15箇所の補修を行っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

再質問の2点目です。多度津丸亀線のザグザグから西への延長工事予定の状況についてお伺いしたいと思います。

建設課長（柴田 浩志）

兼若議員の再々質間に答弁をさせて頂きます。

県工事で整備を進めております県道・多度津丸亀線の進捗状況ですが、令和4年度から用地買収に着手し、用地買収の完了したところから、部分的に拡幅工事を実施しております。今年度も用地買収済みの区間におきまして一部拡幅工事を実施する予定でしたが、埋蔵文化財の試掘調査を行ったところ、遺構及び遺物が検出されたため、令和8年度にかけて埋蔵文化財の詳細調査を実施する旨の報告がありました。今後の予定について確認したところ、用地買収につきましては計画どおり着手し、令和10年度の完成を目標に鋭意取り組んでいくとの回答がありました。今後も引き続き、早期完成に向けて県に要望していきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

次に7点目の質問をしたいと思います。

高齢者にも引き続き、住んでもらうためには、低価格で入居出来る福祉施設の充実が有効な施策だと思いますが、お考えをお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

兼若議員の高齢者にも引き続き住んでもらうためには、低価格で入居出来る福祉施設の充実が有効な施策と思うがどうかについてのご質間に答弁をさせて頂きます。

町内には収入に応じて入居出来るケアハウス（軽費老人ホーム）はございません。しかし、国土交通省が行っている高齢者や低所得者、障がい者、子育て世帯など住まいの確保に配慮を必要とする方の入居を拒まない賃貸住宅として県が登録したセーフティネット住宅が61棟あり、9月2日時点で9棟11戸の空きがあるようです。また、入居要件はありますが、低所得者でも入居しやすい県営住宅や町営住宅はあります。

さらに、町内にはありませんが、近年、県内にはシェアハウスを可能とする民間アパートや他県においては共有スペースを設けることによって家賃が低価格であり、お互いに見守ることが出来たりする多世代共生型住宅や多世代アパート、高齢者宅の空き部屋を活用したシェアハウスの事例もございます。

今後は様々な居住スタイルが普及していくと考えられるので、そのようなことも視野に入れて研究していく必要があると考えております。以上、答弁とさせて頂きま

す。

議員（兼若 幸一）

8点目です。独り暮らしの高齢者にも安心して住んでもらうためには、見守りや防犯対策の充実が有効な施策だと思いますが、お考えをお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

兼若議員の高齢者の見守りや防犯対策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町においては、見守り支援として、お弁当を手渡しすることによって見守る「多度津町おもいやり配食サービス事業」や電話や訪問することで見守る「多度津町おもいやり声かけ・見守り活動事業」、緊急時の対応やコールサービスによって見守る「多度津町おもいやり高齢者緊急通報装置貸与事業」、利用者宅まで家庭ごみの収集に行くことで見守る「多度津町おもいやりごみ戸別収集事業」を実施しています。

防犯対策においては、高齢者を狙った強盗やオレオレ詐欺、投資詐欺など、近年、高齢者が被害者となる犯罪多いため、広報誌や高齢者のスマート教室や体操教室で特殊詐欺の被害防止を呼びかけたり情報を提供したりしています。

また、高齢者が犯罪から自分の身を守るきっかけとなるよう、自治会や老人クラブを対象に警察官から被害の内容や犯罪の手口などを教わる防犯教室や高齢者が参加するイベント等を活用して犯罪被害の防止を呼びかける周知活動を行っています。

今後も高齢者が安心な日々を送るために、引き続き、見守り活動や防犯に関する情報提供を継続し、犯罪被害の防止について、見る、聞く、話す機会を多く持てるよう防犯活動に努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

次の質間に移りたいと思います。自治会の在り方についてです。

自治会についてと調べてみると、法律上の自治会は、特定の区域に住む住民が地縁、地域に住んでいることの意味です。に基づいて自発的に形成した任意の団体を指します。

地方自治法第260条の2によって定められている「地縁による団体」として位置づけられており、地域社会の良好な維持・形成、住民間の連携、環境整備、福祉の増進などの地域活動を目的としています。法律で設立が義務付けされた組織ではなく、加入も強制されない任意団体です。とあります。

若い世代の方は自治会に加入せず、高齢者になって班長等の役回りになると自治会を退会する等の現象が生じています。葬儀にしても家族葬が普通になり、以前にあった講中は機能していません。可燃ごみは決められた道路端に出しておけば収集され、広報も広報も全戸配布するかどうか、今、検討されている状況にあります。町としては自治会の在り方について、どのようにお考えなのかお伺い致します。

町長公室（山下 佐千子）

兼若議員の自治会の在り方についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

自治会は加入を強制されない任意団体であり、地域に暮らす住民の皆様が地縁を基盤として自主的に形成した団体です。

幾つかの自治会の規約を見ますと自治会の目的は、住民相互の親睦を図ること、快適な住環境の整備、地域防災や防犯への取組、福祉活動の推進、さらには地域に伝わる文化や伝統の継承など多岐にわたっております。

これらの活動は、町民の安心、安全で豊かな暮らしを支える上で重要な役割を果たしているものと認識しております。具体的には、自治会を通じて頂く要望やご意見は、町にとって地域の実情を把握する大切な情報源となっております。通学路の危険箇所や道路側溝の破損といった生活に直結する課題は、自治会からの声によって速やかに把握し、対応に繋げることが出来ております。防災面では、自主防災組織が自治会を単位として組織され、災害時には、初動対応や要支援者への迅速な支援など地域共助の中核として大きな役割を担って頂いております。行政の対応だけでは限界がある中で、このような自治会の取組は町にとって欠かすことの出来ない存在であると考えております。

一方で、近年は加入率の低下、活動の負担による退会、役員の担い手不足が自治会の大きな課題であることも認識しております。町としましては、自治会が抱えている課題に対応するため、自治会の加入について問合せがあった場合には、その地域の自治会長を紹介するほか、防災関連の問合せがあった場合には自主防災組織として自治会加入の重要性を説明し、加入を促進しております。また、自治会の負担を少しでも軽減するため、町からの全戸配布文書を回覧文書に変更し、回覧による周知内容を広報に掲載するなど自治会に対する配付文書の削減にも取り組んでおります。今後も各自治会や多度津町自治連合会と連携を深めながら、加入促進や役員の負担軽減といった自治会が抱えている課題に対して適切に支援出来るよう、研究を進めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（兼若 幸一）

住んでもらえるまちづくりについて、自治会の在り方について質問をさせて頂きました。

執行部の考えが大変よく分かりました。今後の議員活動にも活用させて頂きたいと思います。

これで6番、兼若 幸一の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

次の再開は11時に再開しますので、よろしくお願ひ致します。

休憩 午前10時23分
再開 午前11時0分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。通告順により、次の質問を致します。

質問は米農家支援と対策についての質問を致します。また、3月議会にも私は、この問題を質問致しましたが、2問しまして30分という持ち時間では農業問題は、なかなか30分では語れないところがございますので、やはり1問を1時間たっぷりと質問させて頂きますので、よろしくお願ひ致します。

また、傍聴されている方も農業は関係ないとおっしゃる方もいらっしゃいますが、今年は令和の米騒動がありまして、やはり、消費者にとっても5kg4,000円を超える高い価格であり、大変苦しいんだっていう声もありますし、また、生産者側も高齢化と高騰する資材によって、米の生産する運営が、農業経営がなかなかうまく出来ないと。高齢化してますので、今後、相続出来るだろうかという大きな問題もございます。また、国も国の食の安全保障としましては30%を切っているかと思うんですが、年々、米が減産されていくと食の安全保障は守れないと。これも深刻な問題でございます。1時間、質問致しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。米農家へ支援と対策について質問致します。

3月定例会において米農家へ支援と対策について質問し、ご答弁を頂きましたが、今回も再度質問させて頂きます。令和の米騒動、昨年の秋以降の米の供給不足が価格の高騰を招き、この影響で生活費の上昇に拍車がかかり、消費者の間では不満が広がっております。1袋5kgの国の平均価格は6月時点で約4,500円と1年前と比べて、ほぼ倍になっております。一部の学校給食での米の提供比率を減らすなどの対応が取られているほか、小売店・飲食店では、関連する商品や料理の値上げが相次いでおります。政府では備蓄米を放出し、米価格の高騰を避けるため、古々米を低価格での随意契約とした米の価格調整を導入致しましたが、米対策については、需要と供給の問題や流通価格の問題が解決された訳ではなく、ただ、一時的な策と言えるのではないでしょうか。

次に米不足を招いた要因は、米の生産問題は、慢性的な供給過剰に直面した1970年に遡り、政府は当時、過剰米の処理に数兆円の資金を投じました。1978年までには過剰生産を抑制するため、農家に生産調整を促す施策が制度化されました。減反政策は2018年に正式に廃止されましたが、政府は現在も生産の目安を守る農家が交付

金を受け取る仕組を通じて供給管理に参与しました。この目安は米の生産量を抑制し、価格下落を防ぐ役割を果たしているとされていました。結果として大半の農家が目安に従って生産する中で需給は逼迫し、米業界は急激な需要の変化に対応する余地がほとんどない状況となって来ます。米を生産する農家にとっては深刻な問題が山積し、例を取り上げますと農業従事者の高齢化問題や後継者不足、米引渡し価格の下落、農薬肥料、資材の高騰、農業機械の高騰、近年の異常な高温障害、また、害虫の異常な発生など将来的に経営に希望が持てず、離農する農家は年々増大しております。政府の主食である米の政策は未だに具体化されておりませんが、地方自治体として独自に米農家を救済する施策についてお伺い致します。

前回答弁にあった過去には化学肥料低減を行った上で、前年度から増加したり、肥料費の何割を交付する肥料価格高騰対策事業と答弁されましたか、内容実態についてお伺い致します。質問1. 本町での肥料価格高騰対策事業の実績と内容は。お答え願います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の本町での肥料価格高騰対策事業の実績と内容についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

肥料価格高騰対策事業については、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者へ肥料費上昇分の一部を支援することで、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、化学肥料の使用量の低減を進めるために令和4年度から5年度にかけて実施されたものです。

国が価格上昇分の70%を助成し、更に県が15%を上乗せして助成したため、県内の農業者の方には合計で価格上昇分の85%が助成されることになります。

この事業における本町に住所がある方への助成状況については、県からの報告によると令和4年の秋肥（令和4年6月～10月に注文、又は購入した肥料）が66件で、交付金の内訳としては、国が3,154,600円、県が673,600円、令和5年の春肥（令和4年11月～翌年5月に注文、又は購入した肥料）が94件、こちらの内訳としては、国が3,081,100円、県が656,200円となっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問を行います。

対象はグループのみが対象であったとされていますが、個人経営の農家には肥料価格高騰対策事業は何の恩恵もなかった訳だと思いますが、個人は対象になるなんならなかったのでしょうか。今、先ほどの答弁でおっしゃったのは、農業団体を含めて個人農家が177件ですから、そのうちの補助対象は66件と94件と、そういう風に今、ご回答されましたが、それと令和4年から5年だけの価格高騰の予算だったんでしょうか。農業肥料は年々高騰してまして、下落をしておりません。これも継続する必要があると思われますが、いかがでしょうか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご指摘のとおり、今回の助成事業につきましては、いわゆる農事組合法人等の団体が対象となっております。議員がご指摘にあります個人経営等のいわゆる小規模事業者については、対象外となりました。こちらにつきましては、国の施策となっておりまして我々の制度設計ではないということをお知りおき頂きまして、かつ、事業につきましては、単年度事業となっております。令和4年度からあるいは5年度にかけての1回きりの事業となっていました。今後も肥料の高騰というの非常に続いております。色んな機関と協議を重ねながら、要望の方を上げていきたいと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

続きまして2点目の質問に参ります。多様な農業人材認定制度について、実績はどうになっていますか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の多様な農業人材認定制度の実績についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

農業者の高齢化・減少、遊休農地の増加が進み、これまでの核となる担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農）だけでは農地や地域農業を維持していくことが困難な状況になってきています。

このことを踏まえ、地域農業の維持・発展を図っていくため、多様な農業人材経営計画認定制度は将来にわたって農地を利用する多様な農業人材を育成し、これらの人材が自らの目指す農業経営の実現に向けて創意工夫に基づき農業経営の改善を進め、営農継続や経営発展を支援する制度で令和6年4月から県が設置しています。多様な農業人材経営計画の認定を受けた者は、将来にわたって農地を利用する経営体になるための育成支援を受けることが出来ます。本町では2名が認定を受け、多様な農業人材支援事業を活用し、機械導入を実施したところです。

具体的な内容としては、米の色彩選別機を導入と除草用に用いるトラクターのアタッチメントの導入で、いずれの事業も作業効率の上昇による作業時間削減を目的とし、耕作面積の拡大や地域の作業委託を受ける体制を整えるためのものです。

今後も県と連携して集落機能を維持するために、地域の話し合いを基にした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

また、継続的な農業生産のために農業を副業的に営む経営体等の多様な農業人材を支援するとともに地域の核となる担い手の育成・支援に努めていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今、答弁して頂いたことに対して再質問ではなく、少し意見を述べさせて頂

きます。

昨日のNHKのニュースで報道されておりましたが、この農林水産省が、この春からアンケートをとりまして、各農業生産者に色々な方、団体とか色々な個人の方がいらっしゃいますが、様々な方にアンケートをしてまとめた結果が、こういう結果でございました。後継者について、この10年間に後継者がなくなりまして、耕作地が30%ほど減少すると。この中で最も減少される県のワースト1位が沖縄県です。その次に四国の徳島県、第3位が何と香川県なんです。香川県は30%近い後継者の方が不足して耕作地が30%位減るんだと。こういう風な問題を指摘されておりますので、やはり、多度津町は市町と連携しまして、香川県全体でこの後継者問題には取り組む必要がある大いにあります。ワースト第3位という汚名を返していくたいと。これは、私からの要望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入らせて頂きます。

農業従事者よりの要望に対し、助成した項目と各実績についてお伺い致します。

4点目の質問ですが、これも関連がございますので、一緒に質問させて頂きます。助成の農家からの意見はありましたか、お伺いします。この2点、答弁をよろしくお願ひ致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の令和6年度の要望及び実績についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、JA多度津支店を事務局としたJA・多度津町農業振興会が設立されており、同振興会より加盟する個人農業者や営農組合などに対し、多種多様な活動費や助成金が支給されています。

具体的には、ブドウ部会やミニトマト部会などの8部会に対する助成、麦種子の購入助成、担い手育成推進助成として新規就農者や営農団体に対する助成、戦略作物助成、支部・地区活動費の負担などとなっています。

また、今年度上半期に行った要望調査の結果では、多くの方が同振興会による助成事業の継続を要望しています。その他にも昨今の営農状態を反映した新たな要望もありました。このような調査結果をJA・多度津町農業振興会と共有し、必要な支援策について適宜検討したいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の3番と4番の2点の答弁に対して再質問がございます。

まず、問題の3点目。農業従事者に対して要望と実績ですね。これは、個人経営主からの要望っていうのはどのようにされましたか。また、要望の集積法も検討されたら、どうでしょうか。これは、3点目の質問です。

4点目の答弁に対して再質問は例えば農薬は、JAで農薬販売実績が1,200万円です。助成は1割の120万円であり、増額を希望する意見がなかったでしょうか。ま

た他にも果実や様々な要望というのがあるかと思われますが、いかがだったんでしょくか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に回答させて頂きます。

J A・多度津町農業振興会におきまして、上半期に行いました要望調査の内容につきましては、各部会等からの要望、あるいは営農団体からの要望、それに加えましてJAの方に集荷している農家、個人経営体も含まれます。こういった方からのご回答を頂きました。ただ、個人消費をされている、いわゆる零細の農業者の方からの回答というものは含まれておりません。実際問題と致しまして多度津町の営農状態というものは、非常に零細なものとなっております。現状、農事組合法人等に加盟している農地以外に3反に満たないような個人農業者の方がたくさんいらっしゃいます。本来であれば、こういった方の声も吸い上げた上で、どのような施策が必要かということで検討を行っていく必要があるのですが、現状、それの方に対するアンケート等は、行われておりません。議員の方からもご提案がありましたそういった方々の救済というのは、今後の多度津町の農業の永続的な発展、これに非常に寄与するところであると思っております。こういった方の声につきましても、どういった形での吸い上げが可能かということで、JAと検討させて頂きながら、今後、あらゆる形で声を吸い上げ出来るように努力をしていきたいと思っております。

また、今回の要望調査におきまして、様々なご意見がありました。堰の費用の助成もありました。あとは、農薬の一部助成という声もございました。あるいは、今後の米の生産量アップのために再生二期作の提案という形もございました。これらの意見につきましては、農業者の方からの貴重なご意見ということでJAと共有しながら今後の施策について生かしていきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再々質問ではないんですが、ちょっと見て頂きたいことがございまして、まずは、本町の予算割合94億9,184万7,000円の中で、割合で農業費というのは、ここにあります総額が2億3,700万円で、構成比率は約2.5%です。この中で農業費の中で、それをまた細分化しますと次のような資料になってまして総額2億3,700万円のうち、農業委員会費は9.45%です。その中で大きく比率を占めているのが、ここにブルーのところで示しましたが、これが地籍調査なんです。地籍調査が約7,300万円ありますので、これが30%。これを抜けますと約1億5,000万円位になりますて、全予算の中で1.7%か1.6%位だと思います。やはり、こういう少ない予算の中で農業資材とか、そういう助成をしていくのは大変厳しいところがございますので、やはり、国・県は手を挙げれば、色々な助成っていう制度がありま

すんで、これはもう積極的に進めるべきじゃないかと思っております。因みに近隣の丸亀市と善通寺市は、約1.4%から1.7%だと思って2%を超えておりません。唯一4%になっているのは、まんのう町で群を抜いております。やはり、農業に対する力の入れ方が、まんのう町は、大変熱意が籠って4%の割合。4%の予算を作成するには相当の努力があると思いますので、産業課の課長さん、頑張って総務課の方に申し出て色々な予算をとって頂きたいと思っております。

次の質問に入ります。5点目は、令和6年度以降、新たな要望についてお伺い致します。また、要望に対しての助成は行うのか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の新たな要望とそれらに対する助成についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどのご質問に対する答弁にあったとおり、今年上半期に行った要望調査において、新たな要望として農業用機械の更新補助やジャンボタニシの対策費助成に加え、再生二期作を行うために掛かる費用に対する助成などがありました。

これらの新たな要望は営農環境の変化を反映しており、作業効率の向上や作業環境の改善、米の収量増加といった今後も継続的な営農に必要なものであると感じる結果となっています。

要望に対し、JA・多度津町農業振興会と協議を行い、同振興会では従来通りの各種助成事業に加え、新たに大型特殊免許の取得に係る費用の助成を行うこととした。

同振興会の運営補助金は農業振興基金を財源とし、拠出しています。しかし、基金の残高が減少したことや町の財政状況も依然として厳しいことから、令和7年度から同運営補助金を減額しています。同振興会の事業は、今年度の減額分については、同振興会の繰越金を充当して実施するとの報告がありました。

同振興会に対しては、今後も町として可能な限り支援を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問というはありませんが、やはり、生産量が横ばいになっておりますので、国の方も増産という風な要望を上げております。増産に対しては、各都道府県で条件が全く異なりますから、やはり香川県は小さく農業面積も1枚が10アールと。他県では30アールや40アールというのは、ザラにございまして、大型機械を入れても農道も広いことが挙げられております。だから、条件は大分違いますが、香川県に適した要望をよろしく取り上げて頂きたいと思います。

それでは、6点目の質問に入ります。土地改良の事業についてです。予算は今のところ横ばい状態ですが、今後、水路や設備の老朽化は進んでいきます。今後、予算要求が上がってくると思いますが、対応についてお伺い致します。

6問目の質問は、現在、予算要求は上がっているんでしょうか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の土地改良事業の予算要求は上がっているかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

例年、土地改良事業として継続的に実施している樋門等の水路施設の改修事業については、多度津町土地改良区より整備計画に基づき要望されています。

これらの事業は、農業の継続に必要不可欠なものであることから、同要望の内容について精査し、適切な予算確保を行います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問致します。

土地改良事業に対しましても河川を含む施設が老朽化し、改修や修理が必要となっていますが、工事額全体の中で地元負担金というのがあります。そこで問題になるのは任意団体である水利組合において、離農とか脱会するケースが近年多く、今後の地元負担が大きな錘となる可能性があります。また反面、スマート農業や農作業の省力化などで農業機械は大型化し、その時に搬入口とか搬入路という場所、農道の狭さが課題となっております。農道の拡幅の予算が国や県に速やかに通るかは、ちょっと疑問でありますが、そこを答弁してお願いしたいと思います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

現在、土地改良事業につきましては、県単事業を含みまして地元負担金25%を徴収させて頂いております。ただし、こちらの地元負担金につきましては、かなりの数の地元から負担金の減額についてご相談を受けております。国からの指導におきましても地元負担金の低減を図る旨の指示がございました。しかしながら、財源の確保のこともございまして、今のところ、例年どおりの地元負担金で事業の方は進めております。今後、県、国とも情報交換を行いまして、全国的な地元負担金の要望等も踏まえ、今後、検討は進めていきたいと思っております。また、議員のご指摘にございました農道の拡幅等につきましては、道が狭いために耕作放棄されている農地というのが散見されております。特に幹線道路、あるいは少し太い道路から奥まった農地、しかも狭小地、あるいは形が歪な土地というのは、大きな農業機械が搬入することが出来ません。こちらの土地に関しましてもアクセスするための農道が整備されれば、集約化に向けて大きな前進が見込まれます。県土地改良区とも緊密に連携しながら、そのような土地改良事業について何か施策がないか、補助金が取れないかということで研究の方は、今後とも進めさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

それでは、7問目と8問目、2つ同時に質問をさせて頂きます。

大型免許取得助成の中で、農業ドローンの免許取得の助成は設けていますが、お伺い致します。

8点目は、農業用ドローンの購入に対して助成の対象となるのか。対象となるのであれば、助成の比率をお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の農業用ドローンの免許取得並びに購入に対する助成についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現時点で、本町の補助事業として大型免許やドローンの操縦資格取得に対する助成は実施しておりません。

現在、法的にはドローン操縦に免許が必須ではありませんが、安全にドローン操縦を行うことが出来る証として、国土交通省に認可されたドローン国家資格や民間資格があり、農作業においてもそれらの資格の取得が推奨されていることなど操縦資格の必要性は認識していることから、免許取得に対する助成については、関係団体と協議を行うとともに情報収集に努めています。

農業用ドローンの購入については、初期費用が80万円から300万円程度掛かるとされています。町内では、令和4年度に「香川県農畜産業等交付金（担い手確保・経営強化支援事業）」を用いて農業用ドローンを導入した事例があります。

急傾斜地等における身体的負担が多い作業や施肥・農薬散布など作業時間が長い作業にドローンを導入して作業を行うことは、時間や人員、身体的な負担の軽減が可能となり、就業者の減少や高齢化、また、作業の高効率化による収益増加が求められる農業分野には適していると考えられます。全国的には播種や作物の生育状況のモニタリングに活用している事例やAI技術との組み合わせにより肥料や農薬散布の量を解析し、自動化する試みも行われており、今後も幅広く活用が見込まれる分野であるものと考えています。スマート農業の分野については、国も普及に向けてビジョンを策定するなど活発な動きが見られることから、動向を注視し、情報収集に努めます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再質問致します。農業経営基盤強化促進法に定める地域計画のうち、私も調べてまいりましたが、目標地図に位置付けられたものと記載されております。これは農業振興地に限るということでしょうか。それとも農地全般という区域でしょうか。

もう一つ、植松さんが答えることをちょっとと言ってしまうので、大変申し訳ないんですけど、条件不利地域支援タイプというのがございまして、経営規模が小規模なものに対しても農作業の共同化や農地の利用集積の促進といった取組に必要となる共同利用機械などの導入を支援するものとして、3戸以上の農家が構成員に含まれる農業組合などが対象とされております。ですから、これが対象となるのかならないのか本町では。それをちょっとお聞きしたいと思います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

まず、地域計画における地域の区域ですが、こちらは農振農用地以外も全て含まれます。現在、多度津町で行われております農業地域で指定されております農地が全て範囲ということになりますので、どなたもこちらの方に加入することが出来るという風にご理解頂ければと思います。また、不利益地に対する3戸以上の集団ということでお話がありました。こちらにつきましては、農事組合法人を含む當農集団が対象という風に聞いております。町内ではある程度の希望の集団であれば、財政的にも活用が可能ではないかという風に考えておりますので、今後も事業者にこういった情報提供を進めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁の3軒の農家が今から共同で農地を耕して面積を増やすと。また、農業法人をしなきやいけないというハードルがあるんであれば、農業法人としてちゃんと記名していけば認められるという可能性があると。私はこう判断しておりますが、よろしいでしょうか。それとドローンという機械が皆さん方、存じてる方が多いと思うんですが、農業機械で今、カムシが今、防除の季節になっております。カムシを防除するのに動噴作業といって作業人員が5名ほど必要になります。1人は筒先を持って、もう1人はホースの袂で稻の穂が触らないようにしまして、人員が5名ほどいらっしゃって、一反当たり、約15分から20分位かかると思うんですが、ドローンですと約1分でドローンが防除出来ます。こういう風に作業が省力化されて非常に高齢の方でもドローンのオペレーターがおれば、何とかなるということになりますので、これは導入に対しての助成をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

質問に入る前に再生二期作という質問に入りますが、議員として、ここで再生二期作ということを提案させて頂きたいと思います。

まず、再生二期作とは、ここにご覧になったように稻刈りをしますと刈った後から約1箇月位で、またヒコバエという葉っぱが出てきます。その葉っぱが出てきて穂をつけるんですが、約2箇月位で出来て非常に穂先が短い米であります、それは、ヒコバエという名前がついてのとおり、食しても肥料成分が不足してますから食味も全然ありませんし、また刈取りも非常に難しく、今のコンバイン、シラス式というコンバインでは、刈り取ってもきれいに穂が刈り取れない問題でもござります。また従来式の汎用型コンバインというもので刈取りしましても非常に4割ほどが、ワと一緒に排出されまして、収穫が非常に悪くて効率が悪いんですが、再生二期作とは、どのようにやっていくのかっていうことを説明させて頂きます。

まず、再生二期作の植物のサイクルですけど、まず、田植えをして稻刈りが終わっ

て収穫を10月から9月の後半でやりまして、約40センチほど株を高刈りしまして、その切り株に農薬と水を与えて、それで今は高温ですから、非常にヒコバエが成育しやすいので2回目の収穫が可能になると。これは肥料がありますので、成育については十分方法がつきまして、食味は、ほぼ変わらない状態です。収穫が遅れて11月前半か10月後半になると思いますが、これは米の積算温度というのが2万度で1回の刈取りを終わりますので、これは4万度の熱量です。陸作をするとすれば、必要ですが、今の高温の酷暑の日が続いておりますから、十分に4万度という熱量は確保されるものと思っております。それで余り少ない質問で申し訳ないんですが、次の再生二期作についての質問をさせて頂きます。再生二期作についての農業振興会からの要望があるとお聞きしましたが、本町でも実施に向けて検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再生二期作の実施についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

再生二期作は、水稻で収穫後に伸びてくるヒコバエ（二番穂）を実らせてもう一度収穫することによって1回の田植えで2回収穫することです。労力をかけず、低コストで収穫出来るため、比較的安い価格で購入したいと思う消費者だけではなく、二毛作が困難な地域で収入を確保することが出来る農家にとっても生産性を上げる新たな選択肢と期待されるものです。

一方で長期的に見れば、耕作を連続して行うことで農地が持つ作物を育成させる能力が落ちるため、追加の肥料等が必要になることや農業機械の燃料代などコストが増える可能性も指摘されています。

この再生二期作は温暖化により稻の生育可能な期間が長くなっていることから、西日本をはじめ東日本の主産地でも広がっており、農業系新聞などの業界紙に掲載されている記事によりますと農業食料産業技術総合研究機構の調査では、全国で2025年産の栽培面積は60ヘクタール程度で前年産の約2倍に広がる見通しのことです。

本町としては、既に導入している各地の事例を分析するとともに実態の把握が必要であると考えており、導入希望があれば関係機関と情報共有し、再生二期作の導入について県や農協とも検討を進めていきたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再生二期作については、討論というか議論すると1時間で終わらないということになりますので、また後で詳しくお話をしたいと思うんですが、再生二期作は今、日本の国が増産体制を考えております。増産体制と言いますと休耕田を耕すということになりますが、休耕田を耕すことによって休耕田が元にはなかなか再生が戻らないために雑草だらけで植物も育たないという失敗策を私も何度か味わいました。

ですから、急に増産をするというのは非常に難しいかと思われます。また、条件の悪いところが休耕田になっておりますので、これは増産となれば、非常に課題は大きいのだと思います。また、再生二期作は田植えが1回で終わりますし、農業法人にとりましても、まず、5月は作業工程から言いますと麦刈りが始まりまして、そのあとコンバインの例で稼働と言いますと次は再生2期作は早場米ですから、早く植付けすれば8月の上旬にから中旬にコンバインで刈り取ることが出来ます。また、米と麦を併用している農家にとっては9月頃がちょうど通常の稻刈りになりますので、その稻刈りがコンバインと併用しないですから、これはコンバインにとつては、非常に有効的に使えるんじゃないかなと思っております。それから、今、植付けしているところにヒコバエをうまく収量が2倍取れるんであれば、肥料が2.5倍要っても、やっぱり考えてみる余地はあるんじゃないかなと思っております。増産体制には再生二期作が非常に有効であると思われますので、今後、さらなる実現に向けて、ご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後に質問させて頂きます。

農業新規参入者に対し、当初助成制度がありましたが、行政として他に支援策はありますか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の農業新規参入者に対する支援策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

新規就農者については、就農後5年以内や経営開始時の年齢が49歳以下の新規就農者向けの補助メニューが設けられています。また、その進捗状況の確認に併せて経営状況や作付状況のヒアリングを行っています。

県中讃農業改良普及センターが定期的に現地を巡回し、技術的指導を行う機会のほか、税理士による簿記記帳会や経営分析を受ける機会が設けられています。

また、農業大学校や農業試験場、農協主催の栽培に関する研修や情報交換の場も設けられており、経営発展に意欲的な農業者の支援が関係機関で実施されているところです。今後もニーズを把握し、関係機関と情報共有や連携をしながら支援を行っていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問はございませんが、要望事項がございます。

先ほどの再生二期作、非常に多度津町にとっては、実現可能なことだと思っております。それに対しまして、水の調達が従来ですと6月、それが4月になりますので、水の排水から始まって品種改良ということも課題となるかも分かりません。また、農業機材が大変非常に多くなるということで、やはり町の助成金だけでは、こういうことが成していくことは出来ません。

やはり町長、昨日も色々他の議員から質問がありましたが、やはり、中四国農政局

へ伺ったり、県庁の農政課へ伺ったり、それから国へ陳情に伺ったり、是非とも農業問題も深刻な問題ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと米の価格では消費者と生産者の間には、価格において深い溝がございます。やはり消費者にとっては、安いお米を供給して頂きたいと。生産者におきましては、コストが非常にかかりますので値段を上げて欲しいということがあります、先ほど申しました生産量を再生二期作で増やしまして、それで生産量が多くなりますと農家も収入は多くなります。そして消費者に対しても安い金額で供給出来るのではないかと思いますので、こういう問題を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間が参りましたので、これで10番、古川 幸義の質問を終わります。

どうも有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって10番、古川 幸義 議員の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会と致します。有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

終わります。お疲れさんでした。

散会 午前11時58分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和7年9月11日
第3回多度津町議会定例会

議長

議員

議員

事務局長

書記